附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項及び第百三十三条	申出	申出（令和二年改正法第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）
改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項	申出	申出（令和二年改正法第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第二十六条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第十三条第二号ただし書中「又は第三号」を削り、同条第五号中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十条第二項を削る。

第二十二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十八条中「農業者老齢年金は、」を削り、「者が六十五歳に達したときに、その者に支給する」を「六十五歳以上の者は、基金に農業者老齢年金の支給の請求をすることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の請求があったときは、その請求があった日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（七十五歳到達時の支給）

第二十八条の二　保険料納付済期間を有する者が前条の規定により農業者老齢年金の支給の請求をすることなく七十五歳に達したときは、基金は、その者に農業者老齢年金を支給する。

第三十一条第一項中「特例付加年金は、」を削り、「が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する」を「であって次の各号のいずれにも該当するものは、基金に特例付加年金の支給の請求をすることができる」に改め、同項第一号中「者であって農業を営む者でなくなったもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）をいう。以下同じ。）の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）が、六十五歳に達したとき」を「こと」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）をいう。以下同じ。）の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）であること。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

三　六十五歳以上であること。

第三十一条第二項中「又は第二号」を削り、同条に次の一項を加える。

３　第一項の請求があったときは、その請求があった日から、その者に特例付加年金を支給する。

第三十六条第二項中「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条第一項中「農業者年金の被保険者」の下に「（六十歳未満の者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

附則第二条第一項中「者であって、」を削り、「であるもの」を「の者（農業者年金の被保険者でない者に限る。）」に改め、「当分の間」の下に「、第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加え、同条第二項中「、第二十八条の規定にかかわらず」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（農業者老齢年金の特例）

第二条の二　第十一条の規定は、当分の間、前条第二項の規定による農業者老齢年金の受給権者については、適用しない。

附則第三条第一項中「者であって次の各号のいずれにも該当するもののうち、」を削り、「である者」を「の者であって次の各号のいずれにも該当するもの（農業者年金の被保険者でない者に限る。）」に改め、「当分の間」の下に「、第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加え、同項ただし書中「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「附則第二条第一項」に改め、同条第三項中「、第三十一条第一項の規定にかかわらず」を削り、同条第四項中「前項」とあるのは「前項」とあるのは、」に改め、「「同項第一号又は第二号」とあるのは「同項第一号」と」を削る。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第二十七条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第二項ただし書を削る。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第二十八条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に、「第三十一条―第三十三条」を「第三十条―第三十二条」に改める。

第三条第二項を削る。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十二条第一項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、同条第五項中「第三十三条第三号」を「第三十二条第三号」に改める。

第十四条第一項中「、第六号、第十二号及び第十三号」を「及び第六号」に改める。

第十五条第四号及び第五号を削る。

第十六条第二項中「、同条第四号に掲げる業務に係る勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定」を削る。

第十七条第一項及び第二十条中「、第六号及び第十二号」を「及び第六号」に改める。

第二十四条第一項中「若しくは医療」を「又は医療」に改め、「、又は厚生年金等受給権者若しくは労災年金受給権者の生活の安定に資するため」を削り、「、第六号、第十二号及び第十三号」を「及び第六号」に改める。

第二十五条第一項中「第三十二条」を「第三十一条」に改める。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

第五章中第三十一条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

附則第五条の二第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　機構は、第十二条第一項及び前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める業務を行う。

一　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。）第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間　当該債権の管理及び回収の業務

二　令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の回収が終了するまでの期間　当該債権の管理及び回収の業務